



任意後見は あなたの大切な選択 将来の備えは 元気なうちに。



任意後見制度 は将来、認知症などで判断能力が低下した時に備え、「誰に」「どのような支援を」してもらうかを、元気なうちに自分で決めておける制度です。

「任意後見人」にお願いできることの例

○財産管理

- ・ 預貯金の預入れ、払戻し
- ・ 不動産の管理
- ・ 税金等の支払い

○身上保護

- ・ 日常生活の見守り
- ・ 福祉サービスの契約
- ・ 入退院や施設入所の手続き

任意後見制度のメリット

信頼できる人に
頼めます

任意後見制度は、判断能力があるうちに、親族、友人、専門職などを任意後見人の候補者(任意後見受任者)としてご自身で選んで契約します。そのため、知らない人が後見人になる不安がありません。

依頼内容を事前に
決められます

将来の生活の希望や財産管理方法など、ご自身の希望をあらかじめ、契約書(公正証書)に記載することができます。また、判断能力があるうちは、契約内容の変更・解除をいつでも行うことができます。

家庭裁判所が
後見人の働きを
監督します

制度が開始されると、「任意後見監督人」が家庭裁判所によって選ばれます。任意後見監督人が、後見人が適切に働いているかをチェックするため、不正や使い込みの防止になります。

任意後見制度の利用の流れ

1 任意後見人受任者を決める (任意後見人の候補者)

任意後見人の候補者は、親族・知人・専門職等に依頼することができます。候補者が決まったら、どんな内容を頼みたいのかを決めましょう。

2 任意後見契約を結ぶ

公証役場にて、契約内容を相談し、公証人立会いのもと、公正証書により、契約を結びます。

任意後見契約を
結んだだけでは
開始されません

判断能力の低下

3 任意後見監督人の選任申立て

本人、4親等内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に、「任意後見監督人」の選任を申立てます。

4 任意後見人受任者が、任意後見人として就任し、活動開始

任意後見制度にかかる費用について

- ・公正証書の作成… 2万円程度
- ・任意後見監督人の選任申立て… 1万円程度(※)
- ・任意後見開始後の任意後見人の報酬額…任意後見契約の中で任意後見人と相談して決めますので、無償でも可。(専門職に依頼する場合、3～5万円/月程度)
- ・任意後見監督人の報酬額… 1～3万円/月程度(家庭裁判所が決定)

すてっぷ中央では、身近に頼める方がいない場合に、任意後見人の候補者を引き受けてくれる専門職を無料で紹介しております。

ご病気やお体のご事情によって、公証役場へ出向くことが難しい場合は、公証人が本人の家や病院へ出張して作成することも可能です。

(別途出張費用が発生します。)

※お近くの公証役場にご相談ください。

中央区内の公証役場

- 日本橋公証役場 / ☎03-3666-3089
- 京橋公証役場 / ☎03-3271-4677
- 銀座公証役場 / ☎03-3561-1051
- 八重洲公証役場 / ☎03-3271-1833
- 昭和通り公証役場 / ☎03-3545-9045

任意後見制度の注意点

●任意後見制度は、本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任された際に、契約の効力が発効されます。

そのため、お元気なうちから日々の見守りや財産管理を依頼できる「見守り契約」や「財産管理委任契約」、亡くなった後の手続きなどを依頼できる「死後事務委任契約」等も検討することをおすすめします。

●任意後見人は、本人の意思決定を尊重するため、取消権がありません。



※別途費用がかかる場合がございます。

お問い合わせ・ご相談先

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター「すてっぷ中央」(八丁堀4-1-5)

TEL : 03-3206-0567 FAX : 03-3523-6386

Eメール : step@shakyo-chuo-city.jp